

村では、子育て支援の充実、
また公共交通の利用促進を図る
ため「通学用定期券購入補助事
業」を実施しています。



ご利用
ください

対象要件は？

村内に住所を有する中等教育学校生及び高校生の保護
者で、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①生徒の通学手段として定期券を購入すること。
- ②越後下関駅、新潟交通観光バス㈱下関営業所、村上営業所で
定期券を購入すること。



※電車の定期券は、越後下関駅で購入したもののみが対象にな
ります。越後下関駅以外（村上駅、新発田駅など）で購入し
た定期券は対象になりませんのでご注意ください。

※部活動などで米坂線を利用することができず、羽越本線のみ
を利用する場合であっても、越後下関駅で購入した定期券は
対象となります。

※駅から高校前バス停までの路線バス定期券などについても、
村上営業所あるいは下関営業所で購入すれば対象となります。

補助額は？

定期券購入費用の30%を補助します。
(100円未満切り捨て)



申請方法は？

通学用定期券購入時に購入窓口で「交付申請書」
を渡します。

窓口で購入証明を受けた後、必要事項を記入し、
役場総務課へ提出してください。



定期券の購入はこちらで！



JR定期券 → 越後下関駅 ☎64-1044



路線バス定期券 → 新潟交通観光バス㈱

《下関営業所》☎64-1102

《村上営業所》☎53-4161

【問い合わせ先】 総務課企画財政班 ☎64-1476

定期券購入費用の30%を助成！
通学用定期券購入補助事業

3月は引っ越しの時期です

各種手続きお忘れなく

3月と言えば、卒業・入学・就職などにより引っ越しされる方も多いと思います。引っ越しの際に必要なのが、住所変更などの各種手続き。手続きや届出など、お忘れのないようお願いいたします。

住所変更などに伴う手続き

内容	種類	届け出期間	届け出に必要なもの
村外から引っ越してきたとき	転入届	住み始めてから 14日以内 (引越し後)	<ul style="list-style-type: none"> ①届出人の印鑑 ②マイナンバー通知カード 又は個人番号カード ③国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に加入している人は保険証 ④国民年金手帳 ⑤転入届をされる人は、以前住んでいた市区町村から発行された転出証明書 ※転出届の際に転出証明書を交付します ⑥住基カード(お持ちの方) ⑦本人確認できるもの (運転免許証や健康保険証など)
村内で住所が変わったとき	転居届		
村外へ引っ越すとき	転出届	あらかじめ 転出前に	

住所変更の手続き

住民福祉課住民戸籍班

☎64-1471

転入や転出など住所変更をされる場合、それぞれ手続きが必要になります。

住民基本台帳(住民票)は、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金の資格や給付、印鑑登録など日常生活と密接

な関係がありますので、該当する方は忘れずに手続きをしてください。

なお、個人番号カードを申請後、カードが交付されるまでの間に関川村を転出されると、先の申請は無効となります。今後住所の変更を予定されている方は、住所の変更を行った後に個人番号カードの申請を行うようお願いいたします。

軽自動車等の届け出先

車種	届け出先等	
役場で出来る手続き 原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	税務会計課税務班 ☎64-1451 ※廃車手続きの際、標識と印鑑をお持ちください。 標識を紛失された場合、てん末書と手数料300円が必要です。	
役場で出来ない手続き 軽二輪車	全国軽自動車協会連合会 ☎025-275-5704	
	二輪の 小型自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎050-5540-2040
	軽三輪車 軽四輪車	軽自動車検査協会 新潟県主管事務所 ☎025-275-5845

軽自動車等の手続き

※手続きは車種ごとに
異なります

☎64-1471

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡される場合はもちろん、村外に転出される場合も届け出が必要になります。

※届け出を忘れると、毎年課税されることとなりますので、廃車などの手続きは3月31日までにお願いします。

上・下水道の手続き

建設環境課水道環境班

☎64-1479

転入や転出をされる場合、それぞれ届け出が必要になります。(印鑑が必要です)

●転入の場合

加入や休止解除の申請が必要な場合があります。

●転出の場合

休・廃止や名義変更などの申請が必要な場合があります。